

# 最近の地球温暖化対策の状況について

平成25年3月

# **1. 地球温暖化の科学的知見**

## 地球温暖化問題に関する科学的知見

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次報告書(2007年)では、温暖化問題について以下のように記載。

- 気候システムの温暖化には疑う余地がない。多くの自然システムが、地域的な気候変動、とりわけ気温上昇の影響を受けつつある。
- 世界の温室効果ガスの排出量は、工業化以降、人間活動により増加しており、特に1970年から2004年の間に70%増加。
- 20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い。

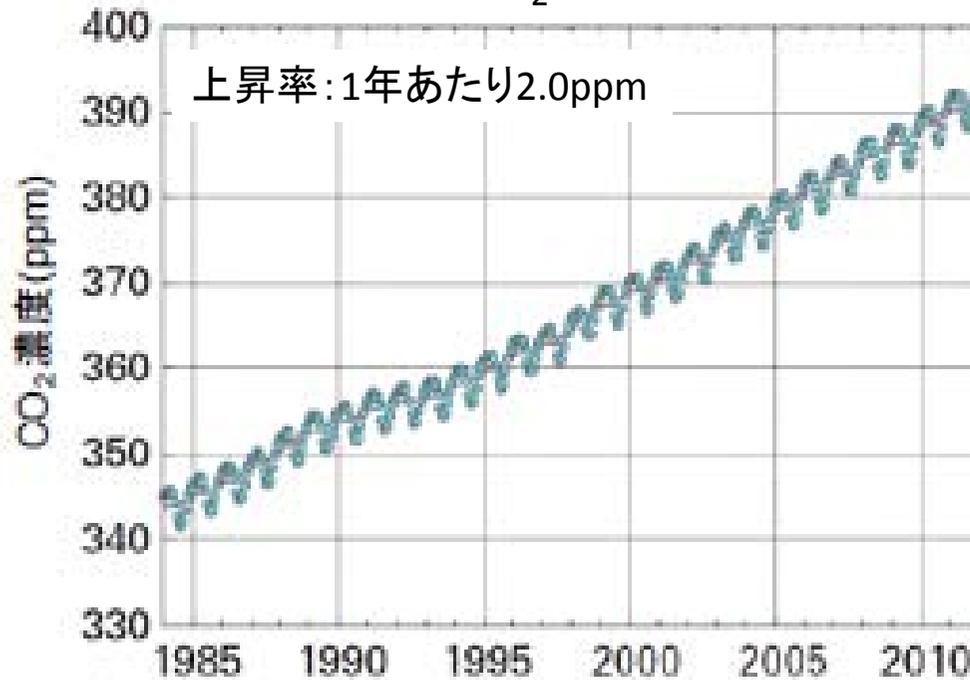
また、2011年に公開されたIPCC「気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書(SREX)」では、以下のように記載。

- 気象・気候に関連する災害による経済損失は、地域、年によって大きな変動がみられるが、増加傾向にある。

## 二酸化炭素濃度と気温の上昇

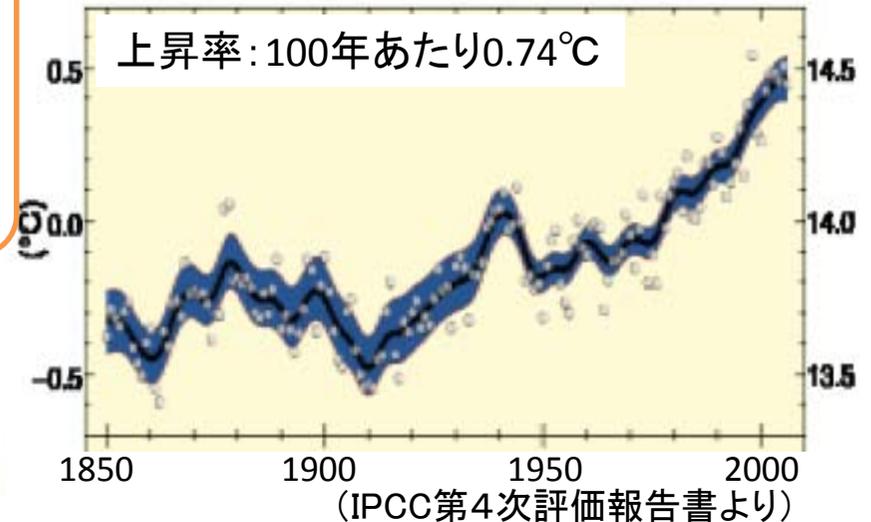
- 世界のCO<sub>2</sub>平均濃度は年々上昇している。 2011年の世界平均のCO<sub>2</sub>濃度は390.9ppm。
- 世界と日本の平均気温も年々上昇。 日本の気温の上昇率は世界平均よりも大きい。

### 世界のCO<sub>2</sub>平均濃度

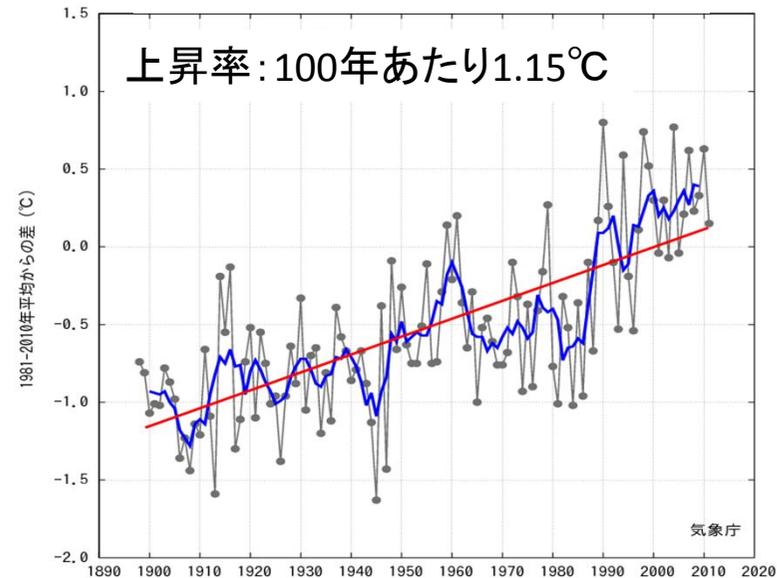


(WMO温室効果ガス年報第8号(2012)より)

### 世界の年平均気温偏差



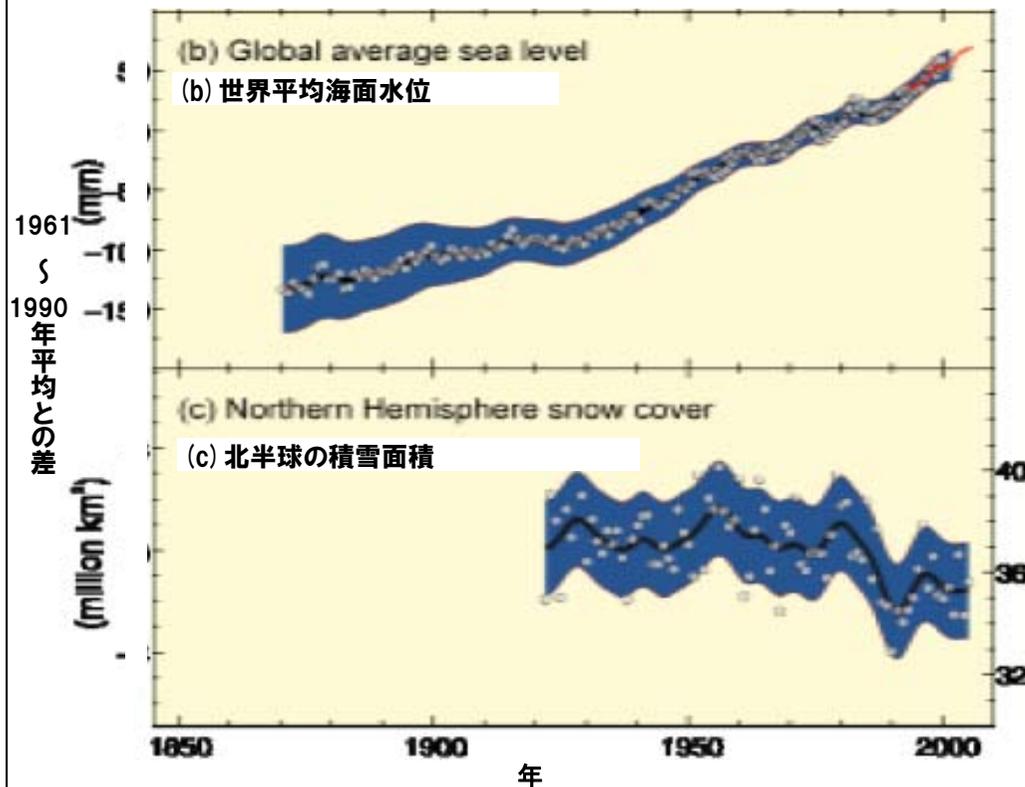
### 日本の年平均気温偏差



(気象庁ホームページ、気象庁気候変動監視レポート2011より)

# 気候変化とその影響に関する観測結果 (IPCC第4次報告書より)

## 気温、海面水位、北半球の積雪面積の変化



●最近12年(1995~2006年)のうち、11年は1850年から現在までの間で最も暖かった

●海面上昇:  
平均1.8mm/年上昇(1961年以降)  
平均3.1mm/年上昇(1993年以降)

●北極の海水:  
1978年以降、10年あたり2.7%減少  
特に夏季は、10年あたり7.4%減少

●世界各地で降水量が大きく増加または減少(1900~2005年)

●世界各地で干ばつの影響を受ける地域が増加(1970年代以降)

●熱波・豪雨の頻度がほとんどの地域で増加  
●極端な高潮現象が世界中で増加(1975年以降)

## **2. 地球温暖化対策の国際的状況**

# COP18概要と評価

## 日程

➤ 2012年11月26日から12月8日、於:カタール・ドーハ。

## 出席者

➤ 長浜環境大臣(当時)が出席(他に経産・環境・財務・文科・農水・国交各省の事務方が出席)。

## 概要

- 会期を一日延長し、最終的に「ドーハ気候ゲートウェイ」をはじめとする一連のCOP及びCMPの決定が採択された。京都議定書改正の採択等により既存の2つの作業部会(AWG-KP、AWG-LCA)を終了。また、新たな国際枠組みの構築に向けた2013年以降の交渉(ADP)の段取りを決定。
  - 「2020年以降の新しい法的枠組みに関する2015年までの合意に向け、交渉の基礎的アレンジメントを整えた」とのメッセージを示すという我が国の所期の目標を達成。
- 我が国は、官民合わせ約3年間で150億ドルの資金プレッジにつき、約174億ドル(うち、公的資金130億ドル強)の達成を発表。これにより、先進国全体の短期資金(過去3年間の公的資金プレッジ額300億ドル、実績額336億ドル)のうち約40%を我が国が実施。
- 環境大臣間の二国間会談において、モンゴル及びバングラデシュと二国間オフセット・クレジット制度の2013年度からの開始に実質合意(モンゴルとは2013年1月、バングラデシュとは3月に同制度に関する二国間文書に署名)。

# COP18/CMP8決定の主要点 《ドーハ気候ゲートウェイ》

## ①新たな国際枠組みの構築及び2020年までの野心の引き上げに関するADPの作業

- 2013年以降の作業計画及び議長アレンジメントに合意。
- 新たな国際枠組みについては、2014年末のCOP20に向けて交渉テキストの要素を検討し、2015年5月までに交渉テキストを作成。
- 野心レベルについては、2020年までの野心を最大化するための作業を継続。

## ②京都議定書の改正 → AWG-KPの終了

- 第二約束期間(CP2)の設定に関する合意を採択。期間は8年。CP2に参加しないという我が国の立場は改正付属書Bに反映。
- クリーン開発メカニズム(CDM)では、CP2に参加しない国もCDMプロジェクトに参加し、2013年以降のCDMクレジット(CER)を原始取得することが可能(但しCERの国際的な獲得・移転は不可)。

## ③条約の下での長期的協力 → AWG-LCAの終了

- 一連のバリ行動計画の全ての議題に関する一連の決定採択。AWG-LCAにおいて「合意された成果」が得られたことを確認。

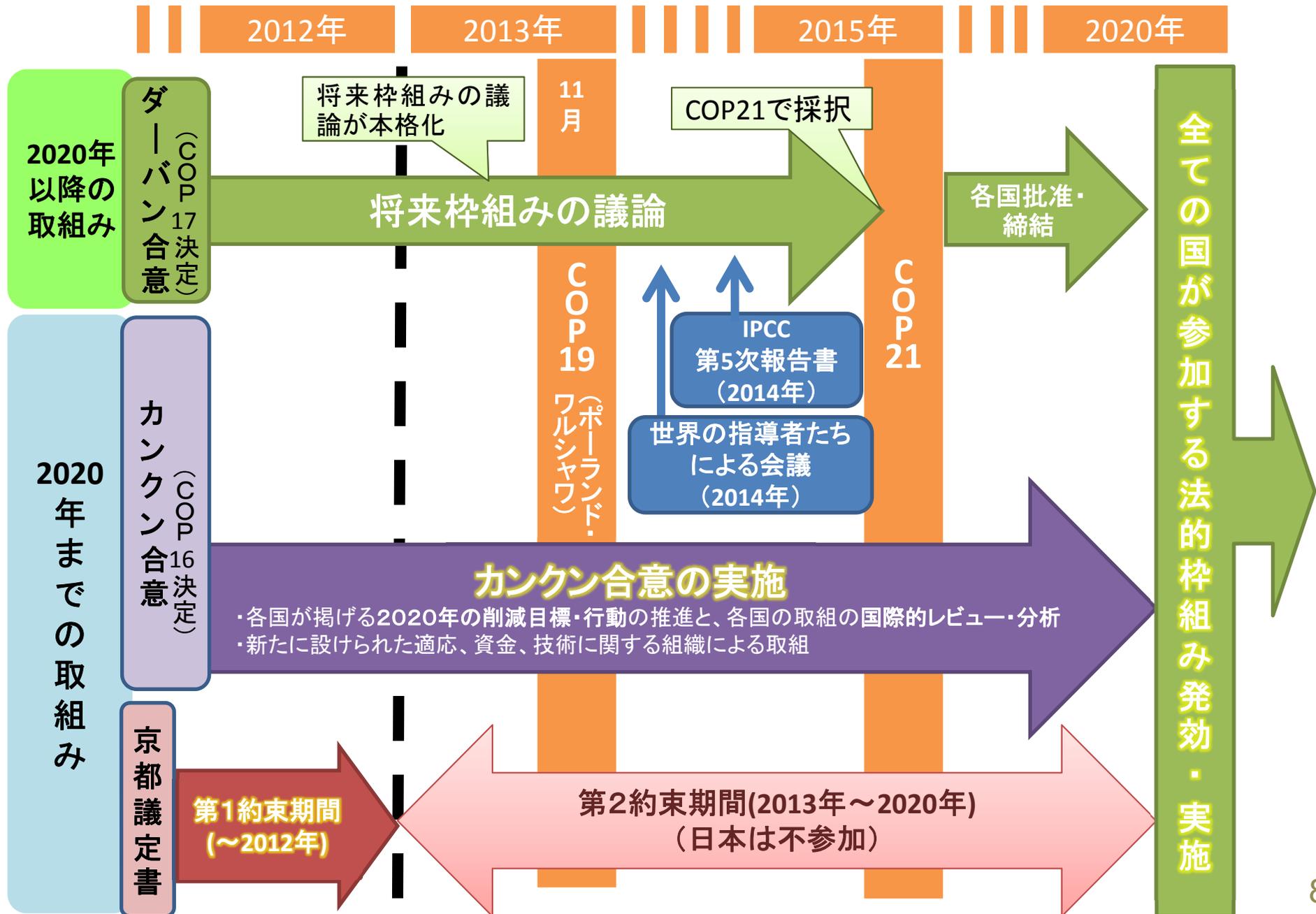
## ④資金

- 2013から2015年の援助額を少なくとも以前の3年間の平均値以上にする努力、及び、COP19までに2020年までの支援増額計画の提出等を先進国に促す内容。
- 途上国から、今後の具体的支援額のコミットメント及び具体的数値を伴った増額のための計画を求める声が強かったが、精力的な交渉の結果、支援額の具体的コミットは言及せず、一般的な規定にとどまった。

## ⑤気候変動による損失と被害(ロス&ダメージ)

- 脆弱国における被害の軽減のための世界的なメカニズム等の制度設立を決定。

# 今後の気候変動交渉のスケジュール



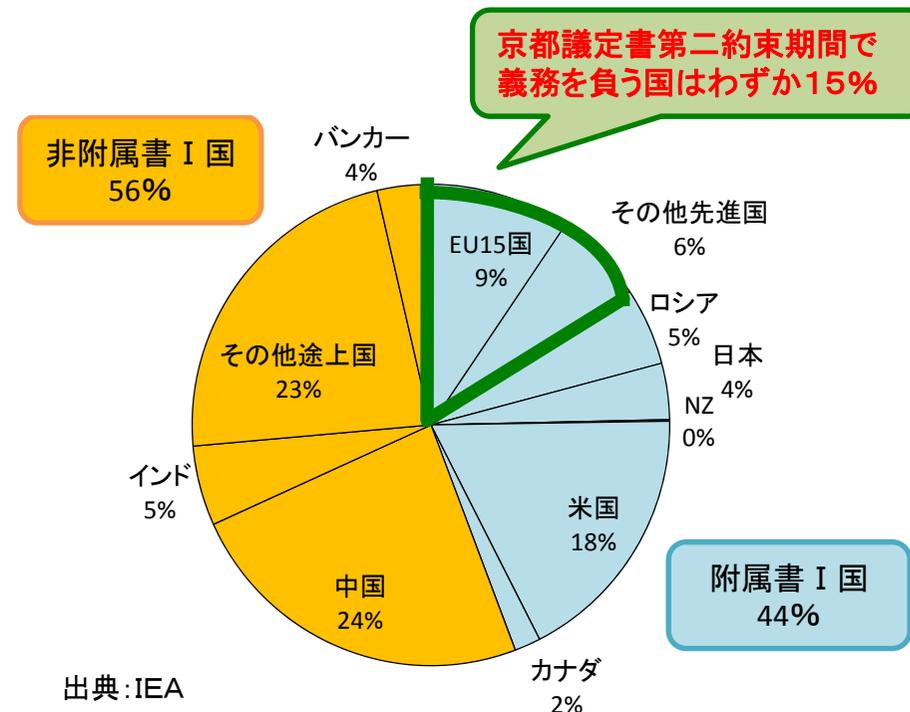
# 2020年以降の将来枠組み構築

- ◆ 2020年から発効する「**全ての国に適用される法的枠組み**」を2015年までに採択すべく、国際交渉を開始。
- ◆ 日本として、**すべての国が参加する公平かつ実効性のある将来枠組みの構築に向け具体的な提案を発信し交渉をリードしていくことが必要。**

## 交渉スケジュール

2013年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月1日までに各国意見提出</li> <li>・ダーバンプラットフォーム特別作業部会にて議論(2015年まで)</li> </ul>
2014年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連において首脳レベル会合開催</li> <li>・12月に開催されるCOP20に向けて交渉テキストの要素を検討</li> </ul>
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月までに交渉テキストを提示</li> <li>・12月に開催されるCOP21において新しい枠組の法的文書を採択</li> </ul>

世界のエネルギー起源CO2排出量(2010年)と京都議定書



# (参考)カンクン合意に基づく温室効果ガスの削減目標(先進国)

## カンクン合意(COP16, 2010年)

○2020年に向けた、先進国は国別排出削減目標、途上国は国別の適切な削減行動をUNFCCC事務局に提出し、国際的に登録。

○実施状況を2年に1回報告。国際的なMRV(測定・報告・検証)を実施。

○約100カ国(世界全体の排出量の8割超をカバー)が目標・行動を登録済み。

### 主要先進国の削減目標

国	2020年の排出削減量	基準年
日本	25%削減、ただし、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提	1990
米国	17%程度削減、ただし、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報される(注1)	2005
カナダ	17%削減、米国の最終的な削減目標と連携	2005
ロシア	15-25% (人為的排出の削減に関する義務の履行へのロシアの森林のポテンシャルの適切な算入、及び、すべての主要排出国による温室効果ガス的人為的排出の削減に関する法的拘束力のある義務の受け入れが前提。)	1990
豪州	5%－15%又は25%削減(注2) <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">京都議定書第2約束期間:0.5%削減(90年比) ※2010年の排出量は、90年比－0.9%</div>	2000
EU	20% 又は 30%削減(注3) <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">京都議定書第2約束期間:20%削減(90年比) ※2009年には、景気後退により一旦90年比20%まで削減。</div>	1990

(注1:米国) 1990年比約3%削減(土地利用、土地利用変化及び林業部門を含まない値)。また、この目標は、今後制定される関連の国内法令に照らして最終的な目標が国連気候変動枠組条約事務局に対して通報されるとの認識の下でのもの。法案における削減経路は、2050年までに83%削減すべく、2025年には30%減、2030年には42%減。

(注2:豪州) 2020年までに2000年比で①最低でも5%削減、②主要途上国が相当の排出抑制を約束し、かつ、先進国が同様の排出削減を行うことに合意する場合には15%削減、③大気中の温室効果ガス濃度を450ppm(CO<sub>2</sub>換算)以下に安定化させるとのグローバルな約束が成立する場合には25%削減。

(注3:EU)他の先進国が比較可能性のある排出削減にコミットし、途上国がその責任と能力に応じた適切な貢献を行う場合には、削減目標を20%から30%に引き上げるとの立場。

# (参考)カンクン合意に基づく温室効果ガスの削減行動(途上国)

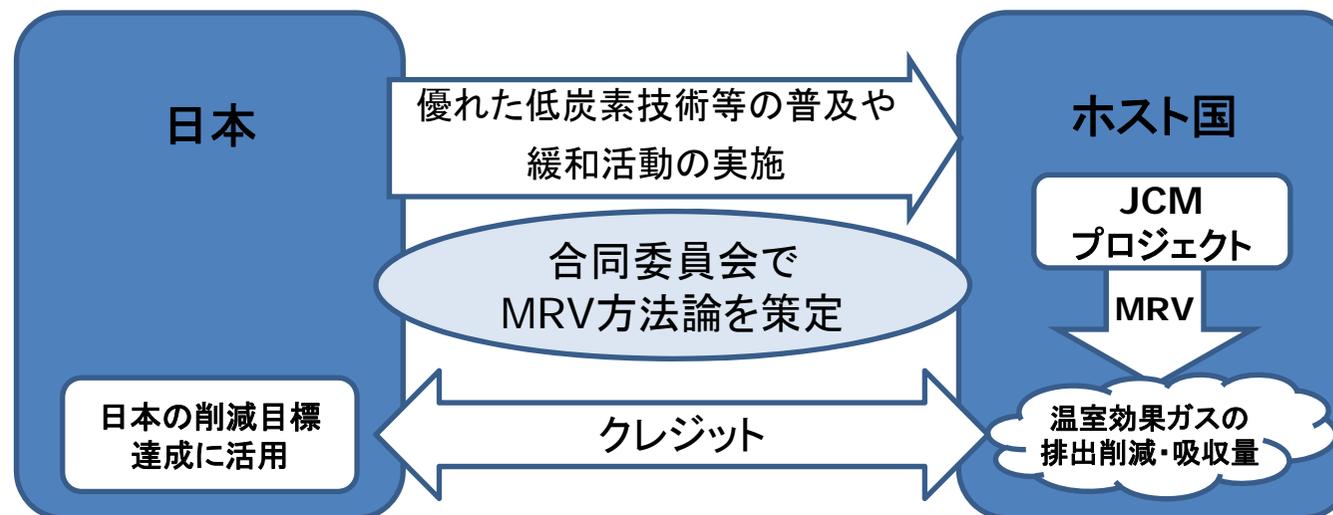
## 主要途上国の自発的な削減行動

国名	削減目標・行動
中国	2020年までにGDP一単位当たりCO2排出量を2005年比で40～45%の排出削減、2020年までに非化石エネルギーの割合を15%、2020年までに2005年比で森林面積を4千万ha増加等。
インド	2020年までにGDP一単位当たりの排出量を2005年比20～25%の排出削減（農業部門を除く）。
ブラジル	2020年までにBAU（※）比で36.1-38.9%の排出削減。具体的な行動として、熱帯雨林の劣化防止、セラード（サバンナ地域の植生的一种）の劣化防止、穀倉地の回復、エネルギー効率の改善、バイオ燃料の増加、水力発電の増加、エネルギー代替、鉄鋼産業の改善等
南アフリカ	2020年までにBAU比で34%、2025年までにBAU比で42%の排出削減。これらの行動には先進国の支援が必要であり、条約及び議定書の下での野心的、公平、効果的かつ拘束力のある合意が必要。国際社会からの支援のもとで、排出量は2020年から2025年の間にピークアウトし、10年程度安定し、その後減少させることが可能と予測。
韓国	2020年までにBAU比30%の排出削減。

BAU(Business-As-Usual):  
追加的な対策を講じなかった場合の温室効果ガスの排出量

## 二国間オフセット・クレジット制度について

- 途上国への優れた温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や緩和活動を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- 日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を、測定・報告・検証(MRV)方法論を適用し、定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用。
- CDMを補完し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



### <取組状況>

- ・本制度を開始するための二国間文書に署名済み: モンゴル(本年1月署名)、  
バングラデシュ(本年3月署名)
- ・首脳声明等で本制度の検討に言及: インドネシア、ベトナム、インド  
その他、アジア・アフリカの国々と協議中

### **3. 我が国の地球温暖化対策**

# 我が国の温室効果ガス排出量の推移 (京都議定書目標達成の見通し)

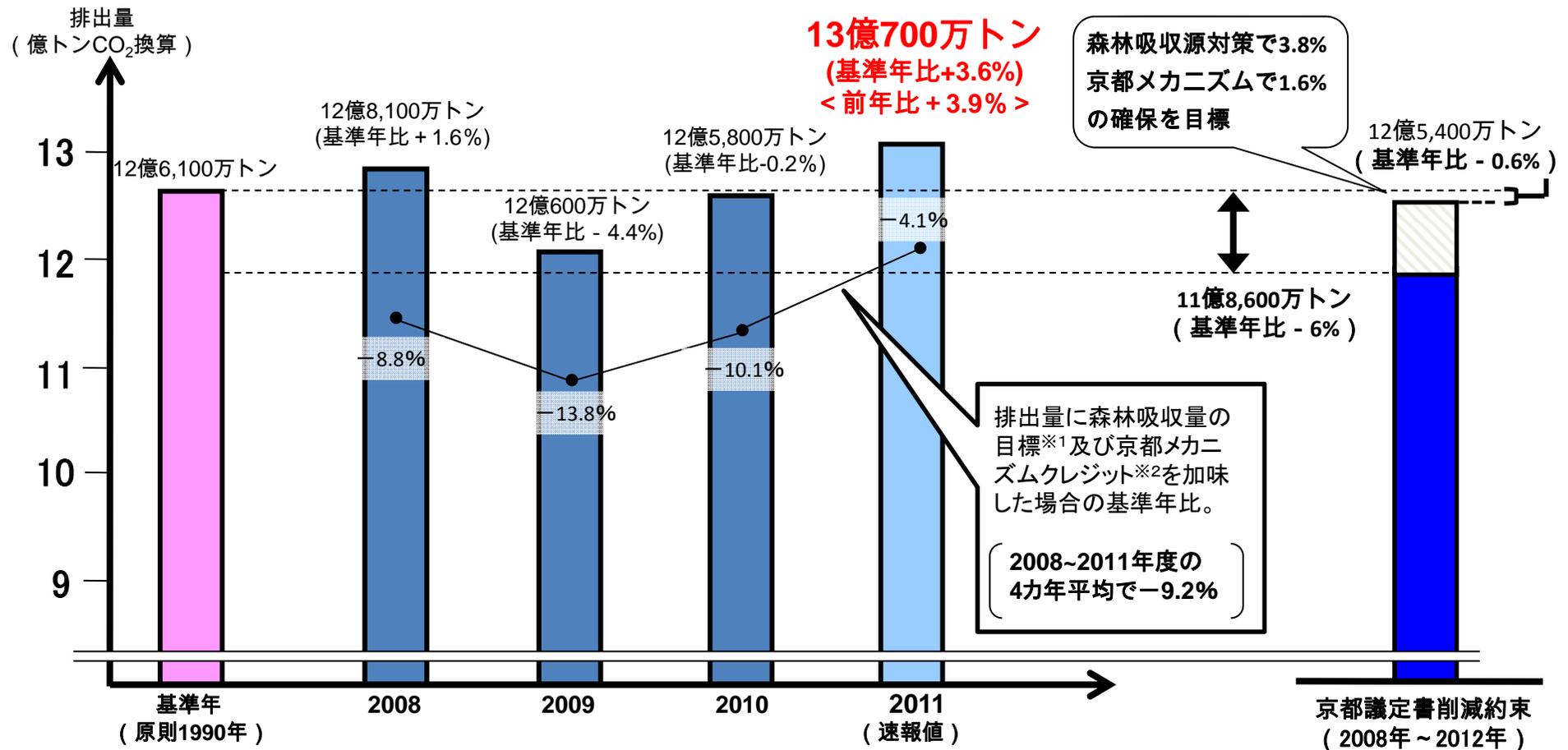
2011年度における我が国の排出量は、基準年比+3.6%、前年度比+3.9%

森林吸収量の目標※1と京都メカニズムクレジット※2を加味すると、

京都議定書第一約束期間の4年平均 (2008~2011年度) で**基準年比-9.2%**

⇒**第一約束期間の目標達成は可能**と考えられる一方、2009年度以降排出量が増加している

(火力発電量の増加などで11年度の一般電気事業用の電力からのCO<sub>2</sub>は前年度比約6千万トン増加)



※1 森林吸収量の目標 京都議定書目標達成計画に掲げる基準年総排出量比約3.8% (4,767万トン/年)

※2 京都メカニズムクレジット

政府取得 平成23年度までの京都メカニズムクレジット取得事業によるクレジットの総契約量 (9,755.9万トン) を5か年で割った値

民間取得 電気事業連合会のクレジット量 (「電気事業における環境行動計画 (2009年度版~2012年度版)」より)

# 我が国の温室効果ガス排出量の内訳(2011年速報値)

• 非エネルギー起源CO<sub>2</sub> : 69.1 (5.3%)

• メタン : 20.1 (1.5%)

• 一酸化二窒素 : 22.0 (1.7%)

• 代替フロン等3ガス:  
(1.8%)

エネルギー起源CO<sub>2</sub> :  
1173 (89.7%)

温室効果ガス	排出量 (百万トン)	割合 (%)
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1173	89.7%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	69.1	5.3%
メタン	20.1	1.5%
一酸化二窒素	22.0	1.7%
代替フロン等3ガス	18.3 + 3.4 + 1.9 = 23.6	1.8%
HFCs	18.3	1.4%
PFCs	3.4	0.3%
SF6	1.9	0.1%

HFCs : 18.3 (1.4%)

PFCs : 3.4 (0.3%)

SF6 : 1.9 (0.1%)

# 京都議定書とポスト京都議定書について

## 京都議定書の目標

- 2008年～2012年の第一約束期間において、基準年（1990年度）比で温室効果ガス排出量の**6%削減**を約束

## 2020年の目標

- コペンハーゲン合意に基づき、**2020年**までに基準年（1990年度）比で**前提条件付▲25%削減目標**を国連に登録  
※その後、「エネルギー政策の見直しと表裏一体で、2013年以降の地球温暖化対策を**検討中**」である旨表明済

## 地球温暖化対策推進法

- 京都議定書の採択を受け、**我が国が地球温暖化対策に取り組むための基礎的な枠組を定めた法律**
- 京都議定書目標達成計画の策定を規定

## 地球温暖化対策推進に関する法律の改正法案

## 京都議定書目標達成計画

- 地球温暖化対策推進法に基づく**法定計画**
- 京都議定書における我が国の6%削減約束を確実に達成するために策定。2005年4月に策定し、2008年3月に全部改定

## 「当面の地球温暖化対策に関する方針」 「地球温暖化対策の計画」

## 自主行動計画

- 1997年度より、各業界団体が、業界単位で**自主的に削減目標を設定**し、その達成に向けて取り組んでいるもの
- 政府は、目達計画に基づき、その確実な達成を担保するため、**関係審議会等による評価・検証**を実施

## 低炭素社会実行計画

- **自主行動計画に続く取組**
- 自らの削減目標として**2020年までの新たな削減計画**を設定するのみならず、低炭素製品の開発・普及、国際貢献、革新的技術開発などを盛り込む

# 温室効果ガス25%削減目標の見直し(総理指示への対応)

総理指示:「第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」  
(平成25年1月25日 第3回日本経済再生本部 本部長 内閣総理大臣 安倍晋三)

環境大臣と関係大臣が協力して、11月の地球温暖化対策の会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交戦略を組み立てること。

## 【2020年の温室効果ガス削減目標】

- ・前提条件付き25%削減目標(90年比)を国連に既登録
- ・震災後、検討中である旨表明

## 【2013年度以降の地球温暖化対策の計画】

- ・今年度末に京都議定書目標達成計画が終了

## 【検討の際の考慮事項】

- ・エネルギー政策の検討状況
- ・13年度以降も切れ目なく対策に取り組む姿勢を国内外に示すこと
- ・11月のポーランド・ワルシャワにおけるCOP19/ダーバン合意に基づく報告(2014年1月1日までに、2020年削減目標と、その達成のための対策・施策を前提条件等を含めて報告)

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 改正の必要性

- 現行の地球温暖化対策の推進に関する法律では、京都議定書に基づく削減約束に対応して、京都議定書目標達成計画を策定することとされているが、平成24年度末を以て京都議定書第一約束期間が終了し、現行の京都議定書目標達成計画に基づく取組も同年度末を以て終了する。
- 我が国は、京都議定書第二約束期間（平成25～32年）に加わらないものの、気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む。
- このため、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を規定する必要がある。



## 改正内容（案）

### 1. 温室効果ガスの種類の追加

三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加する。

### 2. 地球温暖化対策計画の策定

国は、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出削減目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとする（少なくとも3年ごとに検討を加え、必要に応じ変更する）。

### 3. 地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更等

地球温暖化対策計画の案は、地球温暖化対策推進本部において作成することとする。

平成27年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、施行状況について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

# 「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案【省エネ法】」の概要

※日切れ法案

## 1. 背景

- (1) 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。
- (2) その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講ずる。

## 2. 法案の概要

- (1) 自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。
- (2) 需要家が、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価することで、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくする。
- (3) 「本年3月31日までに廃止するものとする。」とされている省エネ・リサイクル支援法を廃止する。**(日切れ法案)**

## 3. 措置事項の概要

### A. 民生部門の省エネ対策

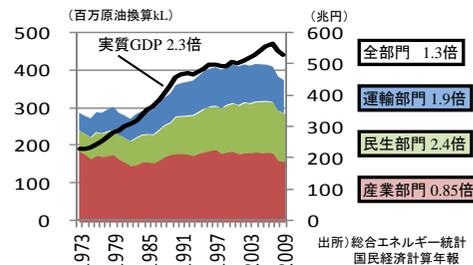
#### 建築材料等に係るトップランナー制度

- (1) これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、**自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加する。**
- (2) 具体的には、**建築材料等(窓、断熱材等)を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。**

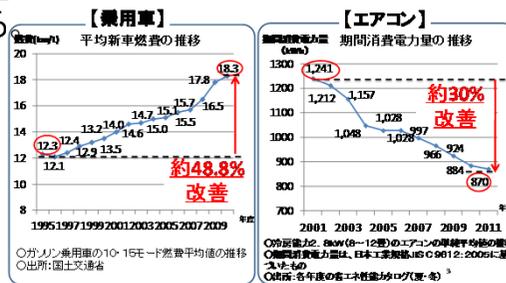
※トップランナー制度:エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3~10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

(現行の対象機器) 乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫、ヒートポンプ給湯器等  
26機器  
**(新規追加案) 窓、断熱材 等**

最終エネルギー消費量の推移(73年から09年)



トップランナー制度による効果



※ 目標年度までの期間を十分に確保することで、新技術の導入を促し、これまでの例をみても価格低下により消費者にメリット。  
(例) ルームエアコン

	価格	省エネ性能
1999年(設定年度)	141,920円	1068kWh
2004年(目標年度)	86,740円	945kWh

### B. 電力ピーク対策

#### 需要家側における対策

- (1) **需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする。**
- (2) 具体的には、**ピーク時間帯に工夫して、系統電力の使用を減らす取組(節電)をした場合に、これをプラスに評価することで、省エネ法の努力目標(原単位の改善率年平均1%)を達成しやすくなるよう、努力目標の算出方法を見直す。**

### C. 省エネ・リサイクル支援法の廃止(日切れ)

**「平成25年3月31日までに廃止するものとする。」と規定されている、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を廃止する。**

# 産業界の自主的な取り組み(低炭素社会実行計画)

自主行動計画(08~12年度)



低炭素社会実行計画(~2020年)

	自主行動計画	低炭素社会実行計画
策定業種	114業種	策定済52業種 (全自主行動計画参加業種に策定要請) ※経団連参加業種では、策定済36業種、策定表明10業種
カバー率	日本全体の約5割 産業エネルギー転換部門の約8割	—
計画内容	自らの排出削減目標 (08~12年度平均)	【コミットメント】 ①自らの排出削減(2020年時点) + 【削減ポテンシャル】 ②低炭素製品の普及・開発 (運輸・業務家庭部門での排出削減に貢献) ③技術移転等を通じた国際貢献 (二国間オフセットメカニズム等も活用し、途上国等 に対する省エネ技術・ノウハウの展開) ④革新的技術の開発 (2030年~2050年の実用化を目指す。)
備考	目標達成に向け、自主的に海外クレジット等を購入する業種もあり。	目標達成の担保手段につき、業種毎に検討中(現時点でクレジットの購入を表明する業種もあり)

# 当面の地球温暖化対策に関する方針 (平成25年3月15日 地球温暖化対策推進本部決定)

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威である。地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、今後とも、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要がある。第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)においても、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。

これを踏まえ、地球温暖化対策推進本部は、当面の地球温暖化対策に関する方針について、次のとおり決定する。

## I. 平成25年度以降の地球温暖化対策に関する基本的方針

これまで我が国は、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの6%削減目標に関し、京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)に基づく取組を進めてきた。引き続き、個別の取組の検証は必要であるものの、6%削減目標は達成可能と見込まれている。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、同計画は本年度末を以て終了することとなるが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、平成32年(2020年)までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととする。

まず、2020年までの削減目標については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととする。

その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行う。この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において地球温暖化対策計画の案を作成し、閣議決定することとする。

また、地球温暖化対策計画の策定の法的根拠となる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出し、その成立に万全を期すこととする。

## II. 地球温暖化対策計画の検討方針

地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策については、京都議定書目標達成計画の実施及び進捗点検を通じて得られた知見を十分に活用しながら、エネルギー政策の検討状況を考慮しつつ、我が国の経済活性化にも資するものを目指す。その際、対策ごとの目標(対策評価指標)を設定するとともに、対策ごとの目標を達成するための施策を具体的に示すこととする。

特に、再生可能エネルギーや省エネルギーについては、東日本大震災以降、事業者及び国民による取組が拡大してきたことを踏まえ、これをさらに加速させ、我が国の技術と知恵を活用しながら、低炭素社会の創出にも資するよう、最大限の推進を図るものとする。

エネルギー起源二酸化炭素の各部門の対策については、「低炭素社会実行計画」に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証等を進めるとともに、排出抑制等指針の策定・公表・運用を始めとする制度的対応や、各種の支援措置等を進めるものとする。

代替フロン等に関する対策を抜本的に強化し、フロン類の製造、製品への使用等を含むライフサイクル全体にわたる排出抑制対策を進める。

国際的に合意された新たなルールに則った森林等の吸収源対策や、バイオマス等の有効活用を積極的に推進する。

新たな削減目標の達成に向けた対策・施策については、定期的かつ定量的な評価を行うことにより厳格に進捗状況を点検するとともに、必要に応じ内容の見直しを行うこととする。

さらに、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間オフセット・クレジット制度を構築・実施していく。

併せて、地球温暖化についての観測・監視等の継続、科学的知見の収集、調査の実施及び温暖化問題の解決のための研究・技術開発、低炭素な地域づくりに向けた取組、低炭素社会の創出に向けた国民運動の展開等多様な政策手段を活用することにより、国民の関心と理解の増進や排出削減・吸収の取組の促進に一層努めるものとする。

また、今後避けることのできない地球温暖化の影響への適切な対処(適応)を計画的に進める。

さらに、全ての国が参加する2020年以降の将来枠組みについて2015年の合意を目指し、今後の国際的な議論に積極的に参画する。

### Ⅲ. 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

また、政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとする。